

読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響により、農業者の経営が厳しい状況において、農業経営の持続化を図るため、予算の範囲内において、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）及び読谷村補助金交付規則（令和3年読谷村規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長浜川土地改良区
- (2) 渡具知水利組合
- (3) 村内に住所を有し、かつ、村内の農業用施設で養牛（肉用牛に限る。）、養豚又は養鶏を行うもの

(補助事業の内容等)

第3条 交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助内容等は、別表に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添え、村長が別に定める日までに、申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付を適当と認めるときは、読谷村

物価高騰対応農業支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付を不相当と認めるときは、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 前条の規定による交付決定通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、請求書（第4号様式）を村長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助金の決定の取消し等）

第7条 村長は、補助事業者が虚偽又は不正の手段により交付決定を受けたと認める場合は、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金取消通知書（第5号様式）により通知し、交付決定を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定による取消しを受けたものが既に補助金の交付を受けているときは、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金返還通知書（第6号様式）により補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（証拠書類等の保管）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした書類等を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

事業名	補助内容	補助対象期間	補助率	対象となるもの
1 読谷村 物価高騰対 応農業支援 事業	農業用水費の 一部を補助(か んがい排水施 設が整備され たほ場におい て、村内に住 所を有るもの が利用する農 業用水に係る 農業用水費に 限る。)	令和7年4月 1日から令和 8年3月31日 まで	農業用水請求 額の2分の1 以内(かんが い排水施設が 整備されたほ 場において、 村内に住所を 有るものが利 用する農業用 水に係る農業 用水費に限 る。)	長浜川土地改良区 及び渡具知水利組 合
2 読谷村 物価高騰対 応畜産支援 事業(牛)	養牛(肉用牛に 限る。)子牛の 出産に対する 補助	令和7年4月 1日から令和 8年2月28日 まで	出産した養牛 (肉用牛に限 る。)子牛1 頭につき3万 円以内	読谷村に住所を有 し、かつ、村内に おいて農業経営を 行う養牛(肉用牛 に限る。)農家
3 読谷村 物価高騰対 応畜産支援 事業(豚)	豚伝染病予防 注射手数料の 一部を補助	令和7年4月 1日から令和 8年2月28日 まで	1頭当たり豚 伝染病予防注 射手数料の2 分の1以内	読谷村に住所を有 し、かつ、村内に おいて農業経営を 行う養豚農家
4 読谷村 物価高騰対 応畜産支援 事業(鶏)	鶏伝染病予防 注射手数料の 一部を補助	令和7年4月 1日から令和 8年2月28日 まで	1羽当たり鶏 伝染病予防注 射手数料の2 分の1以内	読谷村に住所を有 し、かつ、村内に おいて農業経営を 行う養鶏農家

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

読谷村長 様

住所

氏名（法人名） 印

読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付申請書

読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事業名
- 2 補助金申請額
- 3 内訳

総事業費	補助率	申請額	備考

※読谷村物価高騰対応畜産支援事業（牛）については、総事業費の欄に出産した子牛の頭数を記載すること。

4 必要書類

- (1) 読谷村物価高騰対応農業支援事業は、農業用水を使用したことがわかる書類を添付すること。
- (2) 読谷村物価高騰対応畜産支援事業（牛）は、子牛登記書又は授精証明書を添付すること。
- (3) 読谷村物価高騰対応畜産支援事業（豚）は、予防注射検査等実施日報を添付すること。
- (4) 読谷村物価高騰対応畜産支援事業（鶏）は、予防注射検査等実施日報を添付すること。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名（法人名） 様

読谷村長 印

読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金については、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 事業名

2 交付決定額

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名（法人名） 様

読谷村長 印

読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金については、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

- 1 事業名
- 2 理由

第4号様式(第6条関係)

請 求 書

請求額				百万			千			円

事業名 _____

年 月 日

住所

氏名(法人名)

印

読谷村長 様

次の口座にお振込みください。

金融機関名	
支店名	
口座の種類	
口座番号	
口座名義	

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名（法人名） 様

読谷村長 印

読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金取消通知書

年 月 日付け申請のあった読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金について、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

- 1 交付決定額
- 2 取消額
- 3 取消理由

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名（法人名） 様

読谷村長 印

読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金返還通知書

年 月 日付け申請のあった読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金について、読谷村物価高騰対応農業支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり返還するよう通知します。

- 1 返還金額
- 2 返還期日